

農 整 第 2 2 4 号

平成30年 6 月21日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事共通仕様書の一部改正について

「農林水産部 土木工事共通仕様書」の一部を別紙、新旧対照表のとおり改正し、平成30年7月15日以降の決裁に係る工事から適用することとしたので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

(事務担当 農村整備課 技術管理係)

TEL 076-444-3299

# 「農林水産部 土木工事共通仕様書」(H30.7月) の改正概要について

## 1. 改正の趣旨

「森林整備保全事業標準仕様書(林野庁)」及び「土木工事共通仕様書(農村振興局)」、「富山県建設工事標準請負契約約款」等の一部改正を受けて、農林水産部土木工事共通仕様書を改正するもの。

## 2. 改正の内容

### 【第1編 共通編】

#### 第1章 総 則

##### (1-1-3 工事の下請負)

- ・ 契約約款の改正にあわせ、一次下請負者は社会保険等の届出をしていることを明記

##### (1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図)

- ・ 「県発注工事における社会保険料等未加入対策の強化について(平成30年3月28日付け農林水産部長事務連絡)」による指導等への適正な対応を明記

##### (1-1-22 建設副産物)

- ・ 国土交通省が公開している「建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)」が平成30年3月31日をもって廃止となったことに伴い、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」の原則利用を明記(農林水産省は、平成28年度より原則化)

##### (1-1-32 工事中の安全管理)

- ・ 森林土木工事安全施工技術指針の一部改正による字句修正

##### (1-1-48 保険の付保及び事故の補償)

- ・ 字句修正

### 【第3編 森林整備保全事業編】

#### 第2部 治山防潮工等

##### 第5章 砂丘造成

##### 第4節 森林造成

##### (5-4-1 育成基盤盛土工)

- ・ 盛土材料に再生資材等を使用する場合の確認項目を追加

#### 第3部 溪間・山腹工等

##### 第3章 溪間工

##### 第5節 コンクリート治山ダム工

##### (3-5-4 コンクリート治山ダム本体工)

- ・ 新コンクリートの打継間隔を明記

改正工事共通仕様書の施行は、平成30年7月15日。また、富山県HPによる公開をあわせて行う。

# 新旧対照表

【土木工事共通仕様書】共通編

| 改正後  | 現行   | 備考   |
|--|--|--|
| <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~1-1-12【省略】</p> <p>1-1-13 工事の下請負<br/>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<br/>(1)～(3)【省略】<br/>(4) 一次下請負者は、契約約款第7条の2第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図<br/>1 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、その写しを監督員に提出しなければならない。<br/>【削除】</p> <p>2～4【省略】</p> <p>5 下請負者が社会保険等未加入建設業者の場合には、建設業担当部局による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負者は、適正に対応しなければならない。</p> <p>1-1-15 ~1-1-21【省略】</p> | <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~1-1-12【省略】</p> <p>1-1-13 工事の下請負<br/>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<br/>(1)～(3)【省略】<br/>【新設】</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図<br/>1 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、その写しを発注者に提出しなければならない。<br/>なお、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。<br/>2～4【省略】<br/>【新設】</p> <p>1-1-15 ~1-1-21【省略】</p> | <p>契約約款の改正による下請負者の社会保険等加入の義務付け</p> <p>誤記の訂正</p> <p>書類の簡素化</p> <p>社会保険等加入指導の強化に伴う改正</p> |

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

| 改 正 後   | 現 行  | 備 考   |
|---|--|---|
| <p>1-1-22 建設副産物<br/>1～3 【 省 略 】</p> <p>4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならぬ。</p> <p>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5～8 【 省 略 】</p> <p>1-1-23 ～1-1-31 【 省 略 】</p> <p>1-1-32 工事中の安全管理</p> <p>1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）、森林土木工事安全施工技術指針（平成29年11月10日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年3月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。</p> <p>2～19 【 省 略 】</p> <p>1-1-33 ～1-1-47 【 省 略 】</p> <p>1-1-48 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完成時に、監督員を經由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-49 ～1-1-54 【 省 略 】</p> | <p>1-1-22 建設副産物<br/>1～3 【 省 略 】</p> <p>4 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならぬ。</p> <p>【 新 設 】</p> <p>5～8 【 省 略 】</p> <p>1-1-23 ～1-1-31 【 省 略 】</p> <p>1-1-32 工事中の安全管理</p> <p>1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）、森林土木工事安全施工技術指針（平成15年3月27日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年3月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。</p> <p>2～19 【 省 略 】</p> <p>1-1-33 ～1-1-47 【 省 略 】</p> <p>1-1-48 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1～2 【 省 略 】</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完成時に、【 新 設 】発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-49 ～1-1-54 【 省 略 】</p> | <p>建設副産物情報交換システムの利用促進</p> <p>改正通知の反映</p> <p>誤植の訂正</p> |

# 新旧対照表

【土木工事共通仕様書】森林整備保全事業編

| 改正後   | 現行   | 備考                          |
|---|--|-----------------------------|
| <p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第2部 治山防潮工等</p> <p>第1章～第4章【省略】</p> <p>第5章 砂丘造成</p> <p>第1節～第3節【省略】</p> <p>第4節 森林造成</p> <p>5-4-1 育成基盤盛土工<br/>1～2【省略】</p> <p>3 盛土材料は、指定された土質のものとする。なお、特に指定されない場合は、工事の目的に適したものである。</p> <p>また、再生資材等を盛土材料として使用する場合は、化学性の分析を事前に行い、植栽木や周辺環境へ与える影響が少ないことを確認した上で使用しなければならぬ。</p> <p>4～9【省略】</p> <p>5-4-2～5-4-5【省略】</p> <p>【以下、省略】</p> | <p>第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第2部 治山防潮工等</p> <p>第1章～第4章【省略】</p> <p>第5章 砂丘造成</p> <p>第1節～第3節【省略】</p> <p>第4節 森林造成</p> <p>5-4-1 育成基盤盛土工<br/>1～2【省略】</p> <p>3 盛土材料は、指定された土質のものとする。なお、特に指定されない場合は、工事の目的に適したものである。</p> <p>【新設】</p> <p>4～9【省略】</p> <p>5-4-2～5-4-5【省略】</p> <p>【以下、省略】</p> | <p>再生資材等を使用する場合は確認項目を追加</p> |

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

| 改 正 後  | 現 行   | 備 考                                      |
|--|---|--|
| <p>第3部 溪間・山腹工等<br/>第1章～第2章 【 省 略 】</p> <p>第3章 溪間工</p> <p>第1節～第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>3-5-1～3-5-4 【 省 略 】</p> <p>3-5-4 コンクリート治山ダム本体工<br/>1～9 【 省 略 】</p> <p>10 新コンクリートの打継<br/>受注者は、旧コンクリートの材齢が、0.75m以上1.00m未満のリフトの場<br/>合は3日（中2日）、1.0m以上1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）、<br/>1.5m以上2.0m未満のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンク<br/>リートに設計図<br/>書に関して監督員の承諾を得なければならぬ。</p> <p>11～13 【 省 略 】</p> <p>3-5-5～3-5-8 【 省 略 】</p> <p>【 以下、省略 】</p> | <p>第3部 溪間・山腹工等<br/>第1章～第2章 【 省 略 】</p> <p>第3章 溪間工</p> <p>第1節～第4節 【 省 略 】</p> <p>第5節 コンクリート治山ダム工</p> <p>3-5-1～3-5-4 【 省 略 】</p> <p>3-5-4 コンクリート治山ダム本体工<br/>1～9 【 省 略 】</p> <p>【 新 設 】</p> <p>10～12 【 省 略 】</p> <p>3-5-5～3-5-8 【 省 略 】</p> <p>【 以下、省略 】</p> | <p>新コンクリートの打継間隔の追加<br/>※養生期間と混同しないこと</p> |